別表六の二（二十四）　認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定税額控除規定の適用可否 （別表六の二(四)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は連結親法人が中小連結親法人に該当する連結法人である場合）			可

各連結法人における計算				円
	個別所得金額 （個別所得金額がない場合は０）		1	
	調整前連結税額の個別帰属額 (18)×(1)/(16)		2	
	取得価額の合計額 （別表六の二(二十四)付表「9」の合計）		3	
	同上のうち別表六の二(二十四)付表「6」が令和５年３月31日以前であるものに係る額		4	
	同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額		5	
	(3)のうち別表六の二(二十四)付表「6」が令和５年４月１日から令和６年３月31日までの間であるものに係る額		6	
	同上のうち条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備に係る額		7	
	(3)のうち別表六の二(二十四)付表「6」が令和６年４月１日から令和７年３月31日までの間であるものに係る額		8	
	税額控除限度額 ((4)－(5))×15/100＋((5)＋((6)－(7)))×9/100＋(7)×5/100＋(8)×3/100		9	
	法人税額基準額	調整前連結税額基準額 (19)×(1)/(17)	10	
		個別帰属額基準額 (2)×20/100	11	
		法人税額基準額 ((10)と(11)のうち少ない金額)	12	
	当期税額控除可能額 ((9)と(12)のうち少ない金額)		13	
	調整前連結税額超過構成額 (21)×(13)/(20)		14	
	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (13)－(14)		15	

各連結法人の合計額の計算			円
連結所得の金額 （別表四の二「55の①」）		16	
認定特定高度情報通信技術活用設備の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 （取得適用連結法人の(1)の合計）		17	
調整前連結税額 （別表一の二「2」）		18	
総調整前連結税額基準額 (18)×20/100		19	
当期税額控除可能額の合計額 （各連結法人の(13)の合計）		20	
調整前連結税額超過構成額 （別表六の二(三)「7の㉑」）		21	
法人税額の特別控除額の合計額 (20)－(21)		22	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）